

函館市訓令第 5 号

所 中 一 般
関 係 各 所

函館市電子計算機処理に係るデータ保護管理規程（平成元年函館市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

函館市長 大 泉 潤

第 2 条第 8 号中「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

附 則

この訓令は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。